

国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案

国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）の一部を次のように改正する。

第二条成人の日の項中「一月十五日」を「一月の第二月曜日」に改め、同条海の日の項中「七月二十日」を「七月の第三月曜日」に改め、同条敬老の日の項中「九月十五日」を「九月の第三月曜日」に改め、同条体育の日の項中「十月十日」を「十月の第二月曜日」に改める。

附 則

この法律は、平成十一年一月一日から施行する。

理由

ゆとりのある国民生活の実現に資するため、成人の日、海の日、敬老の日及び体育の日を、それぞれ、一月の第二月曜日、七月の第三月曜日、九月の第三月曜日及び十月の第二月曜日に改める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。